

北秋田市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱

令和6年7月1日告示第127号

改正 令和7年3月28日告示第80号

(趣旨)

第1条 北秋田市(以下「市」という。)は、「新秋田元気創造プラン」(秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略)及び北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の市内への移住を伴う県内就職を支援するため、秋田県(以下「県」という。)と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業(以下「秋田県移住・就業支援事業」という。)において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学又は大学院を入学後、自らの秋田県への就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等(以下、就職活動等)にかかる経費(交通費)及び移住にかかる経費(移転費)として、市に移住する又は移住見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。

2 地方就職支援金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領(以下、県実施要領という。)、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、次に掲げる(1)と(2)にかかる経費とする。

(1) 就職活動等の往復交通費としてかかった費用の1/2の金額(上限17,220円)。

(2) 移住にかかる移転費に要した金額(上限108,000円)

(交付回数)

第3条 前条の規定において、それぞれ一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上、ただし大学院の場合は2年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費(交通費)については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 秋田県内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費(交通費)については、秋田県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

② 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職学生支援金の詳細が移住

希望者に対して公表された後に、申請したこと。

- ③ 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ④ 市に地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、卒業後に（2）の要件を満たす企業に就職し、市に移住する意思を有していること。

（ウ） その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件

次に掲げる（エ）、（オ）及び（カ）の要件を満たすこと。

（エ） 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が秋田県内に所在する企業等に（1）の（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移転費が支給されている場合は対象外とする。）ではないこと。

（オ） 身分に関する要件

- ① 国家公務員でないこと。

（カ） 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、週20時間の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員としての採用あること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第5条 地方就職支援金の申請者は、以下の書類を市に提出する。

(1) 全員が提出必須の書類

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内の者）
- ・申請書（様式1）
- ・就職活動等にかかる経費（交通費）、移住にかかる経費（移転費）の領収書
- ・就業先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料
- ・地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(2) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

- ・在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの）又は卒業・修了証明書

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式4。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式5）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 県及び市は、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- (イ) （在学中に交通費を申請する場合）申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- (ウ) （在学中に交通費を申請する場合）申請日から1年以内に市に転入しなかった場合（た

だし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く)

(エ) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 転入日から3年未満に市以外の市区町村に転出した場合(ただし、住民票を移さず転入していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする)

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に市以外の市区町村に転出した場合(ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする)

(3) 債権の管理及び回収方法

(ア) 地方就職支援金受給者が市から県内の別の市町村へ転出する場合には、市は地方就職支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び県に共有する。

(イ) 転出先市町村は、地方就職支援金受給者が転入した場合には、市に情報共有するとともに、地方就職支援金受給者である旨を適切に管理する。

(ウ) 転出先市町村から更に県内の別の市町村へ転出する場合は、転出先市町村は市及び県に情報共有する。

(エ) 市は、県内の別の市町村へ転出した場合も引き続き債権の管理を行い、県内で複数回の移動の後に最終的に県外に転出した場合の債権回収は、市が行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則 (令和6年7月1日告示第127号)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。